

豊中市展示会等出展支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市（以下「市」という。）が実施する「豊中市展示会等出展支援補助金（以下「補助金」という。）」に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。
（ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除く。）
- (2) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等

(対象者)

第3条 本補助金を申し込むことができる者は、前条で掲げる事業者該当し、かつ市内に本店所在地又は事業所を有し、市税を完納している者。非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者は除く。

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下、「補助対象者」という。）が、補助金交付申込みが行われる年度に開催される出展料5万円以上の展示会等（オンライン開催を含む）に製品、技術又はサービス等を出展する事業とする。

2 前項の事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 広く一般に公開されない展示会等に出展する場合
- (2) 一般消費者に対するその場での販売を主な目的とした展示会等に出展する場合
- (3) 自社が開催し、又は共催する展示会等に出展する場合
- (4) 国、府又はその他の公共団体の補助金等を受ける場合

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業への出展に際し、補助対象者が主催者に支払った出展料（小間料）とする。なお、設営費や運送費、工事費、リース代、人件費等は補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
- (2) 15万円

2 前項第1号の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一会計年度において同一の補助対象者につき2回までとし、通算して第1項第2号に定める額を上限として決定する。

(補助金の交付申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申込者」という。）は、豊中市展示会等出展支援補助金交付申込書兼請求書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、申込期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申込期間は、市長が別に定める期間とする。ただし、予算の上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了する。

3 申込みに要した書類は返却しないものとする。

4 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている申込者は、第1項の補助金の交付申込みに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額

及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申込みしなければならない。ただし、交付申込みにおいて消費税等仕入控除額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申込みの受領後、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認められる場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該申込者に補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不相当であると認める場合は、補助金の不交付決定を行い、豊中市展示会等出展支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

3 審査は非公開により行う。

（届出義務）

第9条 申込者は、交付決定後に、第3条に規定する補助対象者のいずれかの要件に該当しなくなった場合は、その事実の発生後、速やかに豊中市展示会等出展支援補助金交付要件欠如届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき
- (2) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき
- (3) 第9条に規定する届出書の提出を怠ったとき
- (4) この要綱に従わないとき
- (5) その他不相当と認められる事実があったとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、期限を定めて、補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 申込者は、交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、補助対象経費の額が減額となる場合、速やかに市長に報告すること。

3 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額に相当する補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

(調査等)

第12条 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査等を実施することとし、申込者及び交付事業者はその調査等に応じなければならない。

(協力義務)

第13条 申込者は、次の各号に掲げる事項に関して、市長から協力要請があった場合は、情報提供等に応じなければならない。

(1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。

(2) その他市長が特に必要と認める事項

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

2 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

3 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

4 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

5 この要綱は、令和6年9月1日から実施する。

6 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表第 1

消費税等仕入控除税額確認書（様式第 2 号）
会社概要が分かる書類
豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類（写）
豊中市税の完納を証する書類
出展料（小間料）が確認できるもの
出展の支払いを証する書類（写）
事業実績が分かるもの